



Aoba NEWSLETTER

V o l . 92

2022年11月30日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

青葉グループ拠点：

香港：香港灣仔港灣道 30 号新鴻基中心 3 階 301 室

TEL：(852)2850 8990 FAX：(852)2850 7151

北京：北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL：(86-10)6522 8158 FAX：(86-10)6512 7168

広州：広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL：(86-20)3878 5798 FAX：(86-20)3878 5337

目次

財政部・税務総局 科学技術部による科学技術イノベーション支援のための税引き前控除拡大に関する公告	4
【背景】.....	4
【影響】.....	4
【主要内容】.....	4
【法規リンク】.....	5
個人事業主の発展促進条例	6
【背景】.....	6
【影響】.....	6
【主要内容】.....	6
【法規リンク】.....	7
中国一部地域で旅行会社及び民間非企業組織への参入を外資に開放	8
【背景】.....	8
【影響】.....	8
【主要内容】.....	9
【法規リンク】.....	9
税関総署が、広州南沙の世界に向けた広東・香港・マカオの全面協力の強化支持のための若干措置	10
【背景】.....	10
【影響】.....	10
【主要内容】.....	10
【法規リンク】.....	14
商務部による「対外貿易の安定した発展を支援するためのいくつかの政策措置」の公布に関する通知	15
【背景】.....	15
【影響】.....	15
【主要内容】.....	16
【法規リンク】.....	17

財政部・税務総局 科学技術部による科学技術イノベーション 支援のための税引き前控除拡大に関する公告

【背景】

ハイテク企業のイノベーション的発展を支援し、企業の設備更新や技術向上を促進するため、財政部、税務総局、科学技術部の3部門は共同で「科学技術イノベーション支援のための税引き前控除拡大に関する公告部・税務総局・科学技術部公告」(2022年28号)を打ち出し、企業所得税の税引き前控除に関する関連政策を明らかにした。

【影響】

「科学技術イノベーション支援のための税引き前控除拡大に関する公告」の本質は、税引前控除額の拡大を通して税金削減を図ることにある。これにより企業所得税の大幅な節税が可能となり、設備更新や技術イノベーションの推進コストを大幅に削減することができ、企業のキャッシュフローに還元することで、設備調達や技術イノベーション投資に対する企業側のモチベーションアップに大きな効果がある。市場予測をさらに安定させ、条件を満たす対象企業の研究開発・イノベーションへの投資を促進するには大きな意義がある。

【主要内容】

一、ハイテク企業が2022年10月1日から2022年12月31日までの期間において、新規購入した新規設備・器具について、当年度の課税所得額の計算時に全額で一括控除することが認められ、且つ100%の加算控除を実行することが認められる。

2022年度の第4四半期内においてハイテク企業資格を有しているすべての企業に本政策が適用される。企業が本政策を適用し、当年度において控除しきれない場合、以降年度に繰越して現行規定に基づき引き続き控除することができる。

前述の設備、器具とは、建物や建築物以外の固定資産を指す。また、ハイテク企業の条件及びその管理弁法は「科学技術部、財政部、国家税務総局によるハイテク企業認定管理弁法の改正・公布に関する通知」(国科発火[2016]第32号)に従い実施される。

本政策を享受する企業の税金徴収・管理事項は、現行の徴収・管理規定に従っ

て実施されるものとする。

二、研究開発費用について、75%の税引前加算控除比率を適用している企業については、2022年10月1日から2022年12月31日までの期間において、税引前加算控除比率を100%に引き上げる。

企業が2022年の企業所得税確定申告において研究開発費の加算控除を計算する際に、第4四半期の研究開発費は、実際に発生した金額に基づいて計算するか、または通年で発生した研究開発費用に10月1日以降の実際の営業月数が2022年の実際の営業月数に占める割合を乗じて計算することができる。

研究開発費の税引前控除政策を享受する企業の関連政策解釈と管理は、「研究開発費の税引前控除政策の改善に関する財政部、国家税務総局、科学技術部の通達(財税[2015]119号)」および「企業が委託する海外研究開発費の税引前控除の政策課題に関する財政部、国家税務総局、科学技術部の通達(財税[2018]64号)」などの関連文書に基づいて実施されるものとする。

【法規リンク】

「財政部・税務総局 科学技術部による科学技術イノベーション支援のための税引き前控除拡大に関する公告」

http://jdjc.mof.gov.cn/fgzd/202210/t20221020_3846860.htm

「科学技術部、財政部、国家税務総局によるハイテク企業認定管理弁法の改正・公布に関する通知」(国科発火[2016]第32号)

https://www.most.gov.cn/xxgk/xinxifenlei/fdzdkgknr/fgzc/gfxwj/gfxwj2016/201602/t20160205_123998.html

「研究開発費の税引前控除政策の改善に関する財政部、国家税務総局、科学技術部の通達(財税[2015]119号)」

https://www.most.gov.cn/tztg/201511/t20151111_122292.html

「企業が委託する海外研究開発費の税引前控除の政策課題に関する財政部、国家税務総局、科学技術部の通達(財税[2018]64号)」

https://www.most.gov.cn/xxgk/xinxifenlei/fdzdkgknr/fgzc/gfxwj/gfxwj2018/201807/t20180704_140455.html

個人事業主の発展促進条例

【背景】

2022年10月25日、李克強国務院総理は国務院令に署名し、「個人事業主の発展促進条例」(以下「条例」と略称する)を公布し、2022年11月1日から施行される。「条例」には詳細内容39条が記載され、個人事業主が社会主義市場経済における地位を明確にし、個人事業主発展の事業メカニズムを完備・促進すると同時に、各分野には具体的な措置を支援し、個人事業主の合法的權益を効果的に守ると掲げられている。

【影響】

個人事業主は人民生活に最も直接的にサービスを提供する存在である。今年9月末現在、全国に登録されている個人事業主は1億1100万社で、中国市場主体総量の3分の2を占め、約3億人の雇用を促進し、経済成長の安定、雇用の促進、人民生活の便利の面において重要な役割を果たしている。「条例」には、個人事業主が法律に従って事業を行い、誠実で信用を守り、労働者雇用、生産安全、食品安全などの面における法的義務を自覚的に履行することを規定し、政府部門が公共安全と人民生命健康などに関連する重点分野において監督管理を強化し、良好な市場秩序を維持することを明確にした。

【主要内容】

一、社会主義市場経済における個人事業主の地位と役割、及び個人事業主の発展を促進する基本原則を明確にする。

国は個人事業主に対して市場平等な参入、公平な待遇の原則を適用している。個人事業主の財産権、経営自主権などの合法的權益は法律によって保護され、いかなる会社や個人も侵害又は不法妨害してはならない。

二、個人事業主発展の事業メカニズムを完備・促進する。

国務院は個人事業主の発展を促進する部際聯席會議制度¹を確立する。国務院市場監督管理部門は関係部門と連携して、個人事業主の発展促進業務に対す

¹ 部際聯席會議制度とは、国務院の複数の部門の職責に関する事項を協議して処理するために、国務院が許可して設立し、各メンバー部門は共同で合意した勤務制度に基づいて、適時に状況を疎通し、異なる意見を調整して、ある任務の順調な実行を推進する勤務メカニズムを指す。

るマクロ指導、総合協調、監督検査を強化する。国务院の関係部門は各自の職責範囲内で関連政策措置を検討、策定する。県レベル以上の地方人民政府は所在行政区域の個人事業主の発展状況に合わせて具体的な措置を策定し、その実施を組織する。

三、政府及びその関係部門が個人事業主の発展促進における職責要求を明確にする。

国は個人事業主の公共サービスプラットフォームシステムの構築を強化する。政府とその関係部門は、市場主体の登録、年度報告サービス、経営場所の供給、資金、財税、金融、社会保障、創業就業、コミュニティ市民サービス、デジタル化発展、知的財産権保護、救済支援などの面において個人事業主を支援する。

四、政府とその関係部門の職責履行の制約を強化し、個人事業主の合法的權益の保護を強化する。

政府及びその関係部門は関連政策措置を制定する際に、個人事業主及び関連業界組織の意見を十分に聴取し、規定に違反した資質許可、プロジェクト申告、政府調達、入札、入札を募るなどの面で個人事業主に対して差別的な政策措置を制定又は実施してはならない。いかなる会社と個人も法律法規と国家の関連規定に違反して個人事業主から料金を徴収し、又は騙し手段で料金を徴収してはいけない。更に、無断に料金徴収範囲を拡大し、又は料金徴収基準を高めてはならず、個人事業主に割り当てで資金を集めてもいけない。個人事業主に協賛の提供、又は有料サービスを受けることも強要してはいけない。政府及びその関係部門の従業員が個人事業主の発展促進業務で職責を履行せず、又は正しく履行しないことで、個人事業主の合法的權益を損害して、深刻な結果をもたらした場合、法律法規に基づき処分される。

【法規リンク】

「個人事業主の発展促進条例」(中華人民共和国国务院令第 755 号)

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-10/25/content_5721592.htm

中国一部地域で旅行会社及び民間非企業組織

への参入を外資に開放

【背景】

近年、サービス業は中国の対外開放の重要な分野となり、外資の規模や割合が拡大し続けている。2015年5月、サービス業の開放拡大の総合試験が北京で真っ先に実施された。2021年4月、初めての実施範囲拡大として、天津市、上海市、海南省、重慶市の4省・市が実施対象地点となり、「1+4」²の局面が形成された。最近、国務院は関連通知を発行し、通知発行日（2022年9月21日）から2024年4月8日までに、関連省・市において、「旅行社条例」及び「民間非企業組織登記管理暫定条例」の規定が一時的に調整され、外資系旅行会社が国外旅行業務³に参入すること、及び外資系企業が非営利性養老機関を運営する民間の非企業組織を登録することに関する試験の実施が同意された。

【影響】

1、ポジティブな面から見ると、旅行業界の「放管服」⁴改革を促進することは、旅行業界の第14次5カ年計画⁵の中でも重要な位置を占めている。今後、より多くの外資系旅行会社の国外旅行業務への参入に従い、旅行市場において、豊かで競争力のある商品の創出が期待できる。

2、推計によると、第14次5カ年計画期間中、中国で60歳以上の高齢者は3億人を超え、総人口の20%以上を占め、中度高齢化段階へ突入する。2035年には、60歳以上の高齢者は4億人を突破、総人口の30%を超え、重度高齢化段階へ突入する。このような背景を踏まえ、より多くの外資系企業は中国の高齢者向けサービス市場に目を向けている。

現在、全国にわたり、外資系企業の高齢者向けサービス市場への参入を認めることを試みている都市は少なくない。ただし、外資系企業は中国公民ではないため、非企業組織の法定代表者としての登録はできず、営利性養老機関としてのみ登録可

² 「1+4」とは、サービス業の開放拡大の総合試験の最初の実施地点北京市、及びその他の4実施地点、天津市、上海市、海南省、重慶市のことを指す。

³ 中国居住者を対象とする国外旅行業務。香港、マカオを含む。台湾は除く。

⁴ 「放管服」改革とは、「放」：行政の簡素化・分散化、参入障壁の低減、「管」：規制の革新、公正な競争の促進、「服」：行政サービスの効率化、利便性のある環境の構築、ということ指す。

(参考リンク：http://kjj.xiangyang.gov.cn/ztl/fztl/202108/t20210811_2547471.shtml)

⁵ 「第14次5カ年計画」は、中国の国家経済社会発展のための重要計画の略称である。

能である。国家関連優遇政策の補助金の享受という点において、営利性養老機関は、前者と大きな差がある。非営利性養老機関は、各種参入資本を十分に活用、老人介護サービス市場を開放、老人介護サービスの供給を拡大、外資系企業が非営利性養老機関へ資金を提供する積極性に刺激を与えるということに役立つ。

【主要内容】

一、通知発行日(2022年9月21日)から2024年4月8日までに、関連省・市において、「旅行社条例」及び「民間非企業組織登記管理暫定条例」の規定が一時的に調整される。

1、上海市と重慶市では、外資系旅行会社が国外旅行業務に参入することを認める。

2、天津市と海南省と重慶市では、外資系企業の非営利性養老機関への資金提供の制限が緩和された。

二、国务院の関連部門、関連省・市の人民政府は、上記の調整に従い、当部門、当省・市が制定した規定・規範性書類にて適切な調整を行い、サービス業開放拡大総合試験に応じる管理制度を構築する。

三、国务院は、関連省・市のサービス業開放拡大総合試験の状況に合わせ、適時に当措置の内容を調整していく予定である。

【法規リンク】

「天津市、上海市、海南省、重慶市での関連行政法規・規定の暫定的調整実施の同意に関する国务院からの回答」

http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-10/08/content_5716699.htm?trs=1

税関総署が、広州南沙の世界に向けた広東・香港・マカオの全面協力の強化支持のための若干措置

【背景】

党中央、国務院の政策決定・配置を深く貫徹するために、『広州南沙の世界に向けた広東・香港・マカオの全面協力を強化させる全体方案』の要求を全面的に実行し、広州南沙の広東・香港・マカオ全面協力の強化を支持する。大湾区に立脚でき、香港・マカオと協同しながら、世界に向けた重大な戦略的プラットフォームとして構築する。広東・香港・マカオ大湾区の建設においてリードする役割をより発揮するものである。近日、税関総署は「広州南沙の世界に向けた広東・香港・マカオの全面協力の強化支持のための若干措置」(以下、「若干の措置」と略称する)を公布した。

【影響】

「若干の措置」は「広州南沙の世界に向けた広東・香港・マカオの全面協力を深化させる化全体方案」の実施に促進し、広州南沙のビジネス環境の最適化、国際経済協力の強化、広東・香港・マカオの互惠・Win-Win の協力強化を促進するものである。

【内容】

一、大湾区の各種要素の円滑な流動を促進し、国際水上運輸物流中枢機能を強化する。

(一)越境科学研究物資の自由な移動を支持する。「越境科学研究用物資正面リスト(ポジティブリスト)」、バイオ医薬研究開発用物品輸入「ホワイトリスト」制度試行を展開することを支持する。入国動物由来生物材料の検疫監督管理の便利な措置を普及させる。香港・マカオの科学研究機関は、科学研究、テスト、認証検査に必要な製品とサンプルに対して、市場監督管理部門が発行した『強制性製品認証の免除証明』を持って、検査と許可を加速させることができる。

(二)広東・香港・マカオ3つの地域の人員の往来を便利にする。国のハイレベルな留学人材及び海外科学技術専門家の待遇を享受する科学研究者及びその荷物・物品に対して通関の利便性を与える。南沙におけるヨットの自由航行政策の完全な実施を確保するために、地方自治体の取り組みを支援する。南沙旅客港の航路拡大、インテリジェント通関の強化を支援する。南沙の公立病院におけ

る越境転院提携の模索を支持する。税関の健康申告情報と広東省の「広東健康コード」、香港の「香港健康コード」の情報共有、結果の相互認識、疫病共同予防を支持する。

(三) ポート物流の多次元発展を促進する。条件に合致する港湾において、輸入貨物の「船側直接引き取り」及び輸出貨物の「到着後直接積み込み」の試行を踏み込んで推進する。条件に合致する企業が海運中継混載事業の展開を支援する。「湾区一港通」モデルの試行を着実に拡大する。広東・香港・マカオ大湾区空港共有国際貨物輸送センター(南沙)の運営を最適化し、貨物が南沙港で「ワンストップ」で通関検査手続きを行った後、迅速に空港に輸送して輸出することを支持する。条件に合致する企業が「越境・ワンロック」を応用し、広東・香港・マカオ越境協力プロジェクトに積極的に参加することを支持する。南沙国際物流センター、国際通用埠頭、南沙港の5期プロジェクトなどの建設を支持し、港湾の関連検査施設を完備させる。

(四) 国際仕分けセンターの融合発展を促進する。異なる貿易形態の物流の相互統合を支援し、南沙総合保税区の商品サプライチェーン管理プラットフォームを構築できるよう支持する。南沙の特色仕分け物流産業の発展を支持し、関連の法律・法規に合致することを前提に、南沙の全種類を集積し、多業態を開拓し、国内外に波及する国際仕分けセンターの建設を推進する。

(五) 中国-ヨーロッパ・ライナーの急速な発展を支持する。「税関が中国-ヨーロッパ・ライナーの発展に対する支援措置」を着実する。南沙港南駅における中国-ヨーロッパ・ライナー業務を展開し、中国-ヨーロッパ・ライナーのルートを拡大し、内陸・内陸河川・海運貿易ルートとの連結を強化することを支持し、南沙港区の集中配運及び臨港産業の発展を強化する。

二、重要プロジェクトの建設を支援し、重大戦略性プラットフォームの発展を促進する。

(六) 越境 EC 事業の展開を支援する。越境 EC 輸出入商品返品管理を最適化し、越境 EC 小売輸出返品「複合パッケージ」措置の適用を深め、南沙の条件に合致する企業が越境 EC 小売輸入返品センター倉庫業務を展開することを支持する。海外倉庫輸入企業の備案を加速し、「一地域備案、全国通用」を実施し、越境 EC 企業の輸出海外倉庫業務の発展を支援する。

(七) 「保税+」の業務展開を支援する。航空機保税リース業務の発展を支援し、南沙市と香港・マカオによるグローバル航空機リースセンターの共同建設を促進

する。総合保険区に依拠して大口商品先物保税受渡業務を行うことを支持する。総合保険区内の企業がリストに基づきハイテク・高付加価値・環境保護要求に合致したグローバルメンテナンス業務を展開することを支持する。企業が国際航行船舶補給燃料油輸出税還付政策の配当を享受し、保税倉庫に依拠して保税油の国際航行船舶供給業務を行うことを支持する。条件に合致する供給企業が広東省範囲内で保税油直送業務を行うことを支持する。文化財や文化芸術作品の域外への保税蔵置や区外保税展示等の業務の展開を支持する。

(八)自動車産業チェーンの発展を促進します。南沙総合保税区における並行輸入車の適合性整頓改革などの業務を展開することを支援する。企業が総合保険区に依拠して並行輸入自動車保税展示取引業務を行うことを支持する。総合保税区、輸出管理倉庫などの政策の優位性を総合的に活用し、新エネルギー車、スマートカーなどの産業の発展を支援し、自動車完成車及びコア部品の通関を便利にする。

三、中国企業の「グローバル化」に向けた総合的なサービス基地の構築を支援し、国際経済協力を推進する

(九)サービス貿易の発展を支援する。新たな国際貿易拠点の機能を強化し、大企業グループが南沙に地域本部または機能本部を設置することを奨励し、大型設備、消費財、自動車などの「グローバル化」を支援する。南沙のオフオフショア貿易総合サービスプラットフォームの構築、オフショアデータサービスの試験運用、デジタル経済の発展を支援する。

(十)南沙における〈地域的な包括的経済連携協定(RCEP)〉の質の高い実施を支援する。南沙における税関領域関連条項の質の高い実施を促進し、区内の企業がRCEPの政策優遇を十分に享受できるようにサポートする。〈環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定〉(CPTPP)や〈デジタル経済パートナーシップ協定〉(DEPA)などの国際ハイレベルの貿易協定規則を基準とし、ストレステストへの取り組みを強化する。

(十一)統合サービスシステムの構築を支援する。南沙港の輸出監督プロセスの最適化に向けた改革の試行を先行する。技術的貿易措置に関する的確なサービスの能力構築を強化し、広東・香港・マカオから構成する大湾区地域における技術的貿易措置の研究、評価基地の構築を促進する。主要貿易パートナー、主要産業、主要進出要求に関する技術的貿易措置の研究力を強化し、技術的貿易措置に関する早期警戒と評価の注目を強化する。南沙港でのグローバル品質トレーサビリティシステムの試験運用を支援する。

(十二) 国際交流のための新しいプラットフォームを積極的に提供する。グローバルな人道的倉庫とハブの建設と運営を支援し、便利な税関通関管理モデルの導入を実施する。南沙が「一帯一路」に関連するテーマの展示会を模索・開催することを支援するとともに、国際金融フォーラム(IFF)グローバル年次総会などの重要な国際フォーラム、大型文化・スポーツイベント・試合など、その他の対外交流活動を支援し、人材や物資の高効率監督・通関サービスを確保する。セキュリティ、情報、貿易に関する中欧協力を強化するため、中欧協力の実際のニーズに応じて、データセキュリティの確保を前提に、税関間のデータ交換と情報共有を実現し、産業チェーン、サプライチェーンのセキュリティと円滑な流れの維持をサポートする。

四、広東・香港・マカオ間のルールコンバージェンスを強化し、質の高い都市開発のベンチマークづくりを支援する。

(十三) 港湾におけるビジネス環境の最適化を継続する。越境貿易の便利専門措置の常態化を推進し、輸入貨物の電子船荷証券や設備引継書の適用を強力に推進し、全プロセスのペーパーレス化の実現を推進する。出港税還付政策の実施に積極的に協力し、政策の適用範囲の拡大を推進する。南沙で農産物・食品以外の一部の法定検査品に対し、検査信用供与の試行実施を支援する。自由貿易のイノベーション措置としての「船で輸入されるバルク穀物の検疫承認プロセスの最適化」を有効に活用する。広東、香港、マカオから構成する大湾区における臨床上緊急に必要な医薬品・医療機器の通関の円滑化を支援する。税関実験室のレイアウトを最適化し、港湾の技術支援と保障能力を強化し、港湾での通関効率を向上させる。

(十四) 企業発展を後押しするために、信用育成を最適化する。税関認定経営者(AEO)の信用育成、信用監督、信用サービスのレベルを高め、「専門化、特化、イノベーション」、先進製造業、新貿易パターンなどの関連分野の重点企業に対する信用育成を実施し、模範的役割を果たす。「ダブルランダム・ワンオープン」を深く推進し、税関と他部門との検証分野での共同部門間抜き取り検査を深める。

(十五) 「スマートカスタムズ」改革を深化させ、セキュリティと利便性を促進する。「三つの知恵」理念を実践し、国際税関間協力を強化する。香港との電子証明書協力取り決めの実施を推進し、大陸から香港に供給される鶏肉、豚肉などの肉製品にかかわる獣医衛生証明書に対し、電子証明書データの伝送を実施する。税関行政認可のオンラインプラットフォームを改善し、税関行政認可事項の「オンライン処理」と「ワンストップ処理」を実現する。「シングルウィンドウ」、「デジタル広東」などのプラットフォームとの連携を深め、「スマートポート」と「スマートカスタムズ」

との深いコンバージェンスを推進する。

(十六) 知的財産権保護の執行において、広東、香港、マカオ間の協力を強化する。税関と地方裁判所と共同で設立した知的財産権紛争解決センターの機能を発揮し、侵害紛争発生初期段階に司法調停などのメカニズムを導入し、知的財産権紛争のワンストップ処理を実現し、知的財産権に関する民事紛争を事前に解決し、権利者の訴訟・保管などの各費用を削減し、権利者が権利を守るのを利便化にする。

【法規リンク】

税関総署より公布する<税関総署が、広州南沙の世界に向けた広東・香港・マカオの全面協力の強化支持のための若干措置>通知

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/zfxgk/zfxgkml34/4589480/index.html>

商務部による「対外貿易の安定した発展を支援するためのいくつかの政策措置」の公布に関する通知

【背景】

2022年1月から8月にかけて、中国の輸出入規模は前年同期比10.1%増の27.3兆元に達し、中国の対外貿易は再び強い粘り強さと活力を示した。同時に、対外貿易の発展環境はますます複雑になり、世界経済と世界貿易の伸び率は下落し、中国の対外貿易はいくつかの不確実性に直面し、輸出入の安定した成長を維持するプレッシャーが高まっている。これに対して、商務部は「対外貿易の安定した発展を支援するためのいくつかの政策措置」(以下「措置」と略称する)を公布した。

【影響】

まず第一に、対外貿易の契約履行能力を強化し、国際市場をさらに開拓することである。「措置」によると、各地方政府は防疫、エネルギー使用、雇用、物流などの面での保障を強化し、対外貿易の注文が適時に約束通り交付されることを確保しなければならない。そして、輸出信用保険の中長期保険引き受け条件の最適化を検討しなければならない。さらに、対外経済貿易発展特別資金の使用を加速させるべき、企業が各種の海外自主企画展に参加することを支持し、条件のある地方政府が海外自主企画展の規模を拡大することを奨励し、代理出展の効果を持続的に向上させ、対外貿易企業の人員の常態化した疫病予防制御対策の下で出国して出展し、業務を打ち合わせる場合、サービス保障をさらに強化しなければならない。間もなく開催される秋季中国輸出入商品交易会、つまり132回「広交会」のオンライン展の出展企業の範囲を拡大し、「広交会」オンライン展示時間を延長するなどの措置をとる。

第二に、イノベーションの活力を引き出し、対外貿易の安定に助力することである。「措置」によれば、市場調達貿易方式⁶のパイロット地区、輸入貿易促進イノベーションモデル区域、越境電子商取引総合試験区を増設することと、越境電子商取引の海外倉庫の発展をさらに支援するための政策措置を打ち出すこと及び、越境電子商取引の輸出・返品・交換を利便化するための税收政策の策定を加速させることが掲げられた。

⁶ 「市場調達貿易方式」とは、認定された市場集積地で商品を調達し、適格な経営者より輸出通関続きを行わせるという貿易方法ことである。メリットは、増値税の免除、通関手続きの簡易化、外貨入金柔軟性等がある。(参考リンク: <https://www.csa-expo.com/special/217>)

第三に、保障能力を強化し、貿易の順調進行を促進することである。「措置」によれば、輸出入貨物の迅速な移動を実現するために、港湾の集約・分散輸送と国境内輸送の効率化を図ること、港湾における不当な料金請求の一扫を継続すること、港湾の品質と効率向上の実務経験の普及させること、港湾の貨物の迅速なる移動を実現するために、対外貿易企業に対する通関サービスの円滑化を強化することなどを具体策が掲げられた。

【主要内容】

一、生産・契約履行を保証し、優位製品の国際市場開拓をサポートする。各地方政府は対外貿易企業の防疫、エネルギー使用、雇用、物流などの各方面の保障を強化し、必要な時に全力で支援し、対外貿易の注文が適時に約束の通りに交付されることを確保しなければならない。関連他国の方法と中国の実際の市場需要を結びつけて、中長期保険の引き受け条件の最適化を研究し、輸出信用保険のサポートに力を入れる。対外経済貿易発展特別資金などの既存資金ルート全体を見据えて計画按配し、中小・零細対外貿易企業の国際市場開拓をさらに支援する。対外経済貿易発展特別資金の使用が予定金額に達することを加速させる。

二、企業が各種展示会に参加し販売を促進することを積極的に支持する。各地方政府は対外経済貿易発展特別資金などの関連資金を積極的に利用し、企業が本地域、その他の地域または貿易促進機構、展示企業が開催する各種海外自主企画展への参加を支持し、条件のある地方が海外自営展の規模を拡大することを奨励する。各地方政府は指導を強化し、企業が海外代理出展者のサービスレベルと仕事の積極性を向上させ、代理出展の効果を持続的に向上させることを支持し、。

三、第 132 回中国輸出入商品交易会（広交会）オンライン展を円満に開催する。出展企業の範囲を拡大し、実体展の2万 5000 社の出展企業を除いて、出展資格基準に合致するすべての企業が自発的に出展を申請することをサポートする。オンライン展示期間を 10 日間から5ヶ月に延長する。

四、対外貿易イノベーションプラットフォームの役割を発揮する。市場調達貿易パイロット地区、輸入貿易促進イノベーションモデル区域、越境電子商取引総合試験区を増設することの新設を急ぐ。中古車の輸出業務が可能な地域が新たに設置する。

五、対外貿易の安定した発展における越境電子商取引の役割をさらに発揮する。越境電子商取引の海外倉庫の発展をさらに支援するための政策措置を打ち出

す。年内にサービス貿易イノベーション発展誘導基金の第2期をスタートさせ、社会資本をさらに牽引し、対外経済貿易発展特別資金などの既存資金ルートを全体を見据えて計画按配し、越境電子商取引、海外倉庫などの対外貿易新業態の発展を共同で支持する。合法的に且つ、リスク制御が可能な前提の下で、輸出信用保険の海外倉庫建設と運営に対する支持をさらに強化する。税関の届出（備案）プロセスを最適化し、中欧班列⁷の輸送組織を強化し、海外倉庫輸出貨物輸送を支援する。越境電子商取引の輸出・返品・交換を利便化するための税収政策の策定を加速させることが掲げられた。

六、貿易の円滑化をさらに促進する。輸出入貨物の迅速な移動を実現するために、港湾の集約・分散輸送と国境内輸送の効率化を図る。産業チェーン及びサプライチェーンの安定を保障する。港湾における不合理な料金徴収の一掃を継続し、港内や港外のコンテナヤードなどの海運港の料金徴収主体に対する監督管理を強化する。港湾の対外貿易輸入貨物の標準作業参考手順を印刷、配布し、港湾の品質と効率向上の実務経験の普及させ、各港湾と地方政府の相互学習と相互参照を促進し、荷主企業とその代理にできるだけ早く貨物を受け取り、貨物通関コストを下げるよう促す。防疫の安全を確保する前提の下で、全力を尽くして深セン・香港間の陸路輸送の交通容量と効率を高め、企業の陸路輸送需要を最大限に満たす。

【法規リンク】

「商務部による対外貿易の安定した発展を支援するためのいくつかの政策措置の公布に関する通知」

<http://wms.mofcom.gov.cn/article/zcfb/ax/202209/20220903351830.shtml>

⁷中欧班列（ちゅうおうはんれつ）とは、中国とヨーロッパ及び一帯一路沿線諸国を往来するコンテナ国際貨物列車である。（参考リンク：<https://baike.baidu.com/item/%E4%B8%AD%E6%AC%A7%E7%8F%AD%E5%88%97/15832643?fr=aladdin>）